（別紙2）

令和７年度淀川水系アユモドキ生息域外保全等業務請負条件

本業務は、アユモドキ保護増殖事業計画に基づき、淀川水系のアユモドキについて、生息域外において保険として野生集団の遺伝的多様性の保存を図るとともに、将来的な野生復帰も視野に入れた生息域外個体群の飼育・繁殖技術の開発等に係る科学的知見の集積を図ることを目的としている。

アユモドキは、「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」に基づき、2004年に国内希少野生動植物種に指定され、本種の生息状況等の把握を行うとともに、現存する生息地において本種の生息に必要な環境条件の維持及び改善、生息を圧迫する要因の軽減及び除去等を図り、また、かつて分布域であった地域等において、生息環境を改善しつつ、飼育下における繁殖個体を野生復帰させる等、生息地の再生を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標としている。

アユモドキは、現在、その生息域が琵琶湖・淀川水系及び岡山県下の数河川のみの分布となっており、特に、琵琶湖・淀川水系では、京都府亀岡市内の淀川水系の河川が現存する唯一の繁殖場所となっている。

本業務では、アユモドキ生息域外保全として、野生下個体や飼育下個体の捕獲や移動、人工繁殖、採精、遺伝的情報解析のための試料採取等、個体を取り扱う機会が多く、個体に負担をかけることが多いため、取り扱いの経験が必須である。また、生息環境の攪乱を最小限にしつつ、生息状況を把握した上で調査等を実施する必要があることから、アユモドキの生息状況や生態等について知見を有する必要がある。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を入札説明書記載の日までに提出すること。

記

（１）提出書類（別添様式）

・本業務を担当する者が、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第４　　条第３項に基づく国内希少野生動植物種で、国の天然記念物にも指定されている希少な淡水魚類の捕獲や移動、人工繁殖、採精、遺伝的情報解析のための試料採取等の業務に従事した経験（個体の取り扱いの経験がない場合は、従事経験として認めない。）を有することが確認できる書類（契約書及び仕様書の写し並びに経歴証明書等）。

・本業務を担当する者が生物分類技能検定１級動物部門（専門分野：魚類）または１級水圏生物部門（専門分野：底生生物）を有することが確認できる書類（登録証明書の写し等）。

（２）提出期限等

１）提出期限

入札説明書に記載のとおり

２）業務請負条件資料の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書に同じ

３）提出部数

２部

４）提出方法

入札説明書に記載のとおり

５）提出に当たっての注意事項

ア　持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

イ　郵送する場合は、封書の表に「令和7年度淀川水系アユモドキ生息域外保全調査等業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ　提出された業務請負条件資料は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ　虚偽の記載をした業務請負条件資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ　業務請負条件資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ　提出された業務請負条件資料は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（３）審査の結果

入札説明書に記載のとおり

以上

（別添様式）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者氏名

令和７年度淀川水系アユモドキ生息域外保全等業務に係る

業務請負条件資料について

標記の件について、次のとおり提出します。

本業務の主担当者が、国内希少野生動植物種で天然記念物に指定されている希少な淡水魚類の捕獲や移動、人工繁殖、採精、遺伝的情報解析のための試料採取等の業務に従事した経験（個体の取り扱いの経験がない場合は、従事経験として認めない。）を有することが確認できる書類（契約書及び仕様書の写し並びに経歴証明書等）。

|  |
| --- |
| （担当者連絡先）所属部署：責任者氏名：担当者氏名：TEL：FAX：E-mail： |